明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（総務二八四）　一
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四六）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同四七）　七
○不正取得された無効旅券の告示（外務二八三）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四五九）
○肥料を登録した件（同一四六〇）
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件（国土交通八八一）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五五～一五七）
○道路に関する件（北陸地方整備局六八）
○道路に関する件（北海道開発局一八六）

〔人事異動〕

内閣
法務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十八年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告（人事院）
平成二十八年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（同）

〔公告〕

諸事項
官庁
有権者申出方、国営南紀用水土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○総務省告示第二百八十四号

平成二十八年七月十一日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の居住困難区域（以下「居住困難区域」という。）であった区域のうち、次の区域について、居住困難区域の指定を解除する。

平成二十八年七月十二日

総務大臣　山本　早苗

南相馬市小高区　神山の字鯖沢、字蛇クキ及び字松ヶ沢の区域
大田和の字白根、字中ノ内、字南川原及び字中里の区域
川房の全ての区域
金谷の字西田、字柳廻、字神田、字南釘野、字北釘野、字下釘野、字西、字南、字北、字上、字鼠内、字向田、字東川原及び字西内の区域
大富の字蛇バミの区域
片倉の字行津の区域
南相馬市原町区　馬場の字五台山、字横川及び字薬師岳の区域
高倉の字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域
南相馬市内国有林磐城森林管理署
二〇〇六林班、二〇一八林班から二〇二八林班、二〇三〇林班から二〇四七林班、二〇四九林班から二〇五四林班、二〇五六林班から二〇六三林班、二〇六五林班、二〇七六林班から二〇七八林班、二〇八八林班の一部、二〇九〇林班及び二〇九六林班から二一〇二林班

○総務省
経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十八年七月四日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月十二日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
経済産業大臣　林　幹雄

1　特定認証業務の名称　セコムパスポート for G-ID
2　特定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

○政治資金適正化委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年七月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇九一	二八、六、二一	坂入　賢樹
五〇九二	二八、六、二一	峯岸　正幸

○政治資金適正化委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年七月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
三三三九	永瀬　博	二八、六、二一	本人からの申請